

独立行政法人大学入試センター後援名義使用に関する規則

〔平成17年6月29日〕
規則第11号

改正 平成19年3月30日規則第19号

改正 平成31年4月30日規則第4号

独立行政法人大学入試センター後援名義使用に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の後援名義使用に関しては、この規則の定めるところによる。

(許可の範囲)

第2条 センターは、次に掲げる機関等が主催する大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育の振興に寄与する諸事業に対し、後援名義使用の申請があったときは、許可することができる。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体の機関
- 三 教育研究機関
- 四 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- 五 報道関係機関
- 六 その他理事長が適当と認めるもの

2 事業の内容が次の各号の一に該当する場合は、後援は行わない。

- 一 教育の目的を阻害するおそれのある場合
- 二 営利目的であると認められる場合
- 三 政治的又は宗教的な活動であると認められる場合
- 四 前3号に掲げるもののほか、センターが後援することが適当でないと認める場合

(申請)

第3条 センターの後援名義の使用許可を受けようとする者は、別記様式の後援名義使用許可願を理事長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第4条 後援名義使用を許可された者は、事業計画に変更があるときは、直ちに理事長に届出なければならない。

(報告書の提出)

第5条 後援名義使用を許可された者は、事業終了後直ちにその結果について報告書を理事長に提出しなければならない。

(経費)

第6条 センターは、後援名義使用の事業に対し、経費を負担しない。

(庶務)

第7条 後援名義に関する庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月30日）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

独立行政法人大学入試センター理事長 殿

機 関 等 名
代 表 者 ・ 職 氏 名
所 在 地

印
印

後 援 名 義 使 用 許 可 願

このたび、下記により「（事業名を記入）」を開催することになりましたので、本催しをよりいっそう有意義なものとするため、貴独立行政法人大学入試センターの後援名義使用を許可くださるよう関係書類を添えて申請します。

なお、本事業終了後は、直ちにその結果を報告します。

記

- 1 事業名称
- 2 開催目的、趣旨
- 3 主催（共催）者名
- 4 開催期間
- 5 開催場所
- 6 参加人員及び募集方法
- 7 参加者負担金等

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 事業に必要な経費の収支を明らかにする書類
- 3 主催団体の沿革、組織、活動等を明らかにする書類
- 4 役員、会員等を明らかにする書類
- 5 従来から実施している行事の場合は、前回の行事を明らかにする書類
- 6 その他